

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の納入にあたり、近畿2府4県(大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・兵庫県・和歌山県)以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、そのゆうちょ銀行・郵便局を本市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱店(局)に指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行・郵便局名をご記入のうえ、切り取って事前にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

(特別徴収義務者の控)

貴事業所の納入指定ゆうちょ銀行・郵便局	
(所在地)	
(名称)	支店 郵便局
ゆうちょ銀行	

きりとり線

年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 支店長 様

_____ 郵便局長 様

兵庫県芦屋市長
(公 印 省 略)

指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、本市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱店(局)に指定しましたので通知します。

1	承認番号	貯業2第155号
2	口座番号	01160-7-960068
3	加入者名	芦屋市会計管理者
4	取りまとめ郵便局	大阪貯金事務センター